

最高裁秘書第1707号

令和8年5月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京地方裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3のとおり一部是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示に関する事項は、別途東京地方裁判所から通知されます。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

東京地裁及び東京簡裁の調停委員の氏名、性別、職業等をまとめた名簿（基準日が分かる部分を含む。）（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年9月19日付け（同月22日受付）

2 答申番号

令和8年度（情）答申第3号

3 判断及びその理由

「民事調停委員名簿（令和5年4月1日現在）（抜粋）」の原判断において不開示とした部分のうち、調停委員の氏名及び職業は、2ページ目以下の各ページの各行の左から5列目「職業等」欄の各枠内の上から一行目に記載された各部分（以下「本件是正部分」という。）を除き、行政機関の保有する情報の公開に関

する法律第5条第1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、当該部分を不開示とした原判断は相当である。

一方、本件是正部分は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第3の2に基づく部分開示として、開示することとした。